

神戸市障害福祉サービスの支給決定等に関する要綱

令和4年3月1日改正

神戸市福祉局長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「政令」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、法第19条に規定する介護給付費等（以下「介護給付費等」という。）、法第51条の5に規定する地域相談支援給付費等（以下「地域相談支援給付費等」という。）、法第51条の16に規定する計画相談支援給付費又は特例計画相談支援給付費（以下「計画相談支援給付費等」という。）及び法第76条の2に規定する高額障害福祉サービス等給付費を支給する旨の決定（以下「支給決定」という。）等に関して必要な事項を定めるものとする。

(支給決定の申請等)

第2条 法第20条第1項の規定による介護給付費等の支給決定、法第51条の6の規定による地域相談支援給付費等の支給決定、法第29条第4項の規定による利用者負担額の減額若しくは免除又は法第34条の規定による特定障害者特別給付費の支給の申請を行おうとする障害者又は障害児の保護者（以下「障害者等」という。）は、福祉事務所長に様式第1号による申請書を提出しなければならない。ただし、利用者負担額の減額若しくは免除又は特定障害者特別給付費の支給の申請のみを行う場合は、様式第1号に変えて様式第20号による申請書を、障害支援区分認定の更新又は再認定の申請のみを行う場合は、様式第1号に変えて様式第21号による申請書を提出するものとする。

(障害支援区分の認定)

第3条 福祉事務所長は、法第21条第1項の規定により障害支援区分の認定を行ったときは、前条の申請を行った障害者等（次条、第5条及び第12条において「申請者」という。）に様式第2号による通知書を交付するものとする。

(支給の要否の決定等)

第4条 福祉事務所長は、支給決定を行ったときは、申請者に様式第3号による通知書を交付するものとする。この場合において、福祉事務所長は、申請者の利用意向、介護者の状況等を勘案したうえで別表第1号に基づいて適切な支給量（法第22条第7項及び法第51条の7第7項に規定する支給量をいう。）を定めるものとする。ただし、第12条第5項に規定するサービス等利用計画案の提出があった場合は、当該サービス等利用計画案についても勘案しなければならない。

- 福祉事務所長は、支給決定を行ったときは、申請者に様式第4号による受給者証（法第22条第8項及び法第51条の7第8項に規定する受給者証をいう。以下同じ。）を交付しなければならない。
- 福祉事務所長は、介護給付費等及び地域相談支援給付費等を支給しない旨の決定を行ったときは、申請者に様式第5号による通知書を交付するものとする。

(支給決定までに要する期間)

第5条 支給決定までに要する期間は、福祉事務所長が申請を受理した日から概ね45日とする。ただし、福祉事務所長は、当該申請に係る調査に時間が要すること及び指定特定相談支援事業者より提出されるサービス等利用計画案を受け取るまでに時間が要すること等その他特別な理由がある場合は、申請を受理した日から45日以内に、申請者に対し、なお要する時間及びその理由を通知し、これを延期することができる。

(支給決定の変更の申請)

第6条 第4条の支給決定を受けた支給決定障害者等（以下、「支給決定障害者」という。）が、法第24条第1項及び法第51条の9第1項の規定による支給決定の変更の申請をしようとするときは、福祉事務所長に様式第6号による申請書を提出しなければならない。

(支給決定の変更の決定等)

第7条 福祉事務所長は、法第24条第2項及び法第51条の9第2項の規定により支給決定の変更の決定を行ったときは、支給決定障害者等に様式第7号による通知書を交付するものとする。
2 福祉事務所長は、法第24条第4項の規定により障害支援区分の変更の認定を行ったときは、支給決定障害者等に様式第2号による通知書を交付するものとする。

(支給決定の取消し)

第8条 福祉事務所長は、法第25条及び法第51条の10の規定により支給決定を取り消したときは、支給決定障害者等に様式第9号による通知書を交付するものとする。ただし、支給決定の一部のみを取り消す場合は、様式第9号に変えて様式第22号による通知書を交付するものとする。

(申請内容の変更の届出)

第9条 政令第15条及び政令第26条の7の規定により申請内容の変更の届出をしようとする支給決定障害者等は、福祉事務所長に様式第10号による届出書を提出しなければならない。

(受給者証の再交付の申請)

第10条 政令第16条及び政令第26条の8の規定により受給者証の再交付の申請をしようとする支給決定障害者等は、福祉事務所長に様式第11号による申請書を提出しなければならない。

(特例介護給付費等又は特例地域相談支援給付費の支給)

第11条 法第30条第1項の規定による特例介護給付費若しくは特例訓練等給付費又は法第35条第1項の規定による特例特定障害者特別給付費又は法第51条の15の規定による特例地域相談支援給付費の支給を受けようとする支給決定障害者等は、福祉事務所長に様式第12号による申請書を提出しなければならない。
2 福祉事務所長は、前項に規定する支給の要否を決定したときは、同項の申請を行った支給決定障害者等に様式第13号による通知書を交付するものとする。

(計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給)

第12条 法第51条の17第1項の規定により計画相談支援給付費の支給を受けようとする申請者は、

福祉事務所に様式第1号による申請書を提出しなければならない。この場合において、福祉事務所長は、申請者に様式第17号の2を送付するものとする。

- 2 福祉事務所長は、前項の申請を行った申請者が法第51条の17第1項各号に規定する計画相談支援対象障害者等(同項に規定する計画相談支援対象障害者等をいう。以下同じ。)と認めるときは、当該計画相談支援対象障害者等に様式第3号による通知書を交付するものとする。この場合において、福祉事務所長は、支給期間(省令第34条の54第2項に規定する計画相談支援を支給する期間をいう。以下同じ。)及び、省令第34条の54第3項に規定する厚生労働省令で定める期間等を通知するとともに、受給者証を交付しなければならない。
- 3 福祉事務所長は、省令第34条の55第1項の規定により計画相談支援給付費の支給を行わないと決定したときは、当該計画相談支援給付費に係る計画相談支援対象障害者等に様式第5号による通知書を交付するものとする。この場合において、福祉事務所長は、受給者証の提出を求めるものとし、計画相談支援給付費の支給を行わないこととした旨を記載し、これを返還するものとする。
- 4 計画相談支援対象障害者等は、法第51条の17第1項に規定する指定サービス利用支援及び指定継続サービス利用支援(以下「指定計画相談支援」という。)を受けようとするとき又は当該指定計画相談支援の変更を求めようとするときは、福祉事務所長に様式第17号の1による届出書を提出しなければならない。
- 5 福祉事務所長は、必要があると認めるときは、計画相談支援対象障害者等又は前項の届出書に記載のある指定特定相談支援事業者(法第51条の17第1項に規定する指定特定相談支援事業者をいう。)に対して、サービス等利用計画案の提出を依頼することができる。
- 6 法第51条の18の規定による特例計画相談支援給付費の支給を受けようとする支給決定障害者等は、福祉事務所長に様式第12号による申請書を提出しなければならない。
- 7 福祉事務所長は、前項に規定する支給の要否を決定したときは、同項の申請を行った支給決定障害者等に様式第13号による通知書を交付するものとする。

(高額障害福祉サービス等給付費の申請)

第13条 法第76条の2第1項の規定により高額障害福祉サービス等給付費の支給を受けようとする支給決定障害者等は、市長に様式第18号による申請書を提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する支給の要否を決定したときは、同項の申請を行った支給決定障害者等に様式第19号による通知書を交付するものとする。

(精神障害者の特例)

第14条 精神障害者に係る申請その他の手続きについては、この要綱中「福祉事務所長」とあるのは「神戸市長」とする。

(施行の細目)

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

ただし、平成26年3月31日までに行われた障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第20条第1項及び第24条第1項の申請に係る障害程度区分の認定を受けている者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 1 日から施行する。

別表第1号（第4条関係）

障害福祉サービスの標準支給量（訪問系サービス）

1 居宅介護

(1) 障害者

(時間/月)

世帯状況	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
A	25	35	43	55	73	92
B	20	28	35	45	60	76
C	15	22	27	35	47	60

(2) 障害児

(時間/月)

区分	支給量の目安
家事援助	30
身体介護	

2 重度訪問介護

(時間/月)

世帯状況	区分4	区分5	区分6-1 (一般)	区分6-2 (重度)
A B	124	155	186	279
C	100	124	149	224

(注) 1 区分6-1は、区分6に該当する障害者のうち、区分6-2に該当しないものをいう。

2 区分6-2は、区分6に該当する障害者のうち、重度障害者等包括支援の対象となるものをいう。

3 重度障害者等包括支援

(時間/月)

世帯状況	支給量
A B C	279

4 同行援護

※基礎時間

(時間/月)

区分	支給量
視覚障害者	50
障害児	32

5 行動援護

(時間/月)

区分	支給量
知的障害者, 精神障害者	50
障害児	32

備考 この表において、世帯状況は次のとおりとする

区分	介護者の状況
A	<ul style="list-style-type: none"> ○(同居、別居ともに)介護者がいない (障害者のみの世帯や18歳未満の児童と同居等を含む) ○介護者が介護保険の要介護、または要支援の認定を受けている ○介護者が病弱で介護することが出来ない ○介護者が日中不在(週30時間以上就労(予定を含む)等) ○介護者が1人で重度障害者(支援区分「4」以上)と就学前の乳幼児又は介護保険の要介護の認定を受けている高齢者を介護している
B	<ul style="list-style-type: none"> ○別居の介護者がいる ○介護者が病弱で介護することが常時は出来ない ○介護者が日中不在(週10時間以上就労(予定を含む)等) ○介護者が1人で障害者(児)と就学前の乳幼児又は介護保険の要介護の認定を受けている高齢者を介護している ○グループホーム入居者(個人単位で居宅介護を利用する場合(特例)) ※
C	○A・Bに該当しない介護者がいる

※グループホーム入居者についての居宅介護・重度訪問介護は令和6年3月末をもって対象外となる予定

別表第2号 (様式類)

様式番号	様式名
様式第1号	介護給付費 訓練等給付費 地域相談支援給付費 特定障害者特別給付費 支給申請書 計画相談支援給付費支給申請書 兼利用者負担額減額・免除等申請書
様式第2号	障害支援区分認定通知書
様式第3号	介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費等 支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書
様式第4号	障害福祉サービス受給者証
様式第5号	却下決定通知書
様式第6号	(介護給付費 訓練等給付費 地域相談支援給付費 特定障害者特別給付費) 支給申請書 計画相談支援給付費支給申請書 兼利用者負担額減額・免除等変更申請書
様式第7号	介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費等 支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書
様式第9号	支給決定取消通知書
様式第10号	申請内容変更届出書
様式第11号	受給者証再交付申請書
様式第12号	特例介護給付費 特例訓練等給付費 特例特定障害者特別給付費 支給申請書
様式第13号	特例介護給付費 特例訓練等給付費 特例特定障害者特別給付費 支給 (不支給) 決定通知書
様式第17号	特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者依頼 (変更) 届出書 セルフプラン届出書
様式第18号	高額障害福祉サービス費支給申請書
様式第19号	高額障害福祉サービス費支給(不支給)決定通知書
様式第20号	介護給付費等利用者負担額減額・免除等認定申請書
様式第21号	障害支援区分認定 (更新・再認定) 申請書
様式第22号	支給決定取消通知書 (一部取消)